

公益社団法人日本臨床検査同学院 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人日本臨床検査同学院と称する。

2 前項の名称の英語表示は、College of Laboratory Medicine of Japanとし、略称はCLMJとする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、臨床検査に関与する者の学識及び技術の向上を図り、さらに臨床検査に関する知識を一般の人々に普及し、もってわが国の医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床検査に関与する者のための研修会、研究会及び講演会の実施に関する事業
- (2) 臨床検査活動の調査、指導及び助成に関する事業
- (3) 臨床検査において顕著な業績のあった者の顕彰に関する事業
- (4) 臨床検査に関与する者の学識及び技術を試験するための、臨床検査士、遺伝子分析科学認定士、POCT測定認定士に関する試験等の実施に関する事業
- (5) 臨床検査に関する刊行物の発行に関する事業
- (6) 一般の人々に対する臨床検査の知識の普及に関する事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した者。
- (2) 名誉会員 当法人の理事長を務めるなど、当法人に対して永年にわたり顕著な功績があった70歳以上の正会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者。
- (3) 功労会員 当法人又は臨床検査に対し特に功績があった者で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者。
- (4) 法人会員 当法人の目的に賛同し、会費を払う法人。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は法人会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。入会は、代表理事においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

2 正会員の入会の基準は、以下のとおりとする。

臨床検査医学の業務の活動におおむね5年以上従事し、当法人の趣旨に賛同する者のうち次の各号の一以上に該当する者。

- (1) 医師の資格を有する者。
- (2) 臨床検査技師の資格を有する者。
- (3) 大学を卒業した者で医療関係の施設等に勤務する者。

(会費)

第7条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払わなければならない。

2 法人会員は、社員総会において別に定めるところにより法人会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員及び法人会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、退会の1か月以上前に、当法人に対し退会の予告をするものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 3年分以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会員の除名

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年1月から3月までの間にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地のほか、必要に応じてそれ以外の場所においても開催することができる。

(招集)

第16条 社員総会は、代表理事がこれを招集する。

- 2 社員総会の招集は、理事会の決議により決定する。
- 3 社員総会を招集するには、社員総会の日々の1週間前までに、各社員に対して、その通知を発するものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席(委任状による出席を含む。)し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故あるときは、予め定めた順序により他の者がこれに代わる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、議事録を作成し、議長及びその会議において選任された理事2名が署名又は記名押印する。

第5章 役員等及び理事会

(人数)

第21条 当法人に、役員として、理事30名以内及び監事3名以内を置く。

(資格)

第22条 当法人の理事は、社員総会の決議によって当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第24条 当法人に、代表理事1名を置く。理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事となる。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(理事会等)

第25条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会には、理事長1名及び業務執行理事10名以内（副理事長2名以内、常務理事8名以内）を置く。理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副理事長及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときはその職務（代表権の行使を除く。）を代行する。
- 5 常務理事は、理事長及び副理事長とともに社員総会の決議事項の処理及び理事会の決定に基づく日常業務を処理するほか、当法人の各業務を分担執行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、社員総会の決定に基づき、理事の職務を執行する。
- 7 理事会の決議は、それぞれ議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その理事の過半数をもって行う。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 8 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 9 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条以下の条項の定めに基づき、当法人の業務を監査する。
- 10 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が署名し、又は記名押印する。

（理事及び監事の報酬等）

- 第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（顧問）

- 第27条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、当法人の理事又は監事を経験した者又は学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができるほか、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
 - 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 委員会及び部会

（委員会）

第28条 当法人は、事業の円滑な執行のため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置は、理事会の決議による。
- 3 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第29条 当法人は、必要に応じて各種専門部会を置くことができる。

- 2 部会の設置は、理事会の決議による。
- 3 部会員は、正会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 4 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の種類別)

第30条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第31条 基本財産について当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない事由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する

場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第35条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合の当該合併に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 当法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に規定のない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

附 則

- 1 この定款は、当法人が公益認定を受けた日から施行する。

附 則（平成31年 3月24日改定）

- 1 この定款は、第4条第1項第4号に規定する遺伝子分析科学認定士試験及びPOCT測定認定士試験に関する事業を行うことについて、内閣府公益認定等委員会より変更認定を受けた日から施行する。

平成24年 8月18日制定

平成26年 3月28日施行

平成30年11月16日改定

平成31年 3月24日改定